

議第104号

呉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
 呉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

呉市職員の給与に関する条例（昭和27年呉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、呉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年呉市条例第25号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当，初任給調整手当，扶養手当，地域手当，住居手当，通勤手当，単身赴任手当，特殊勤務手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当，宿日直手当，管理職員特別勤務手当，期末手当，勤勉手当及び義務教育等教員特別手当を除いたものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、呉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年呉市条例第25号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当，初任給調整手当，扶養手当，地域手当，住居手当，通勤手当，単身赴任手当，特殊勤務手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当，宿日直手当，管理職員特別勤務手当，期末手当，勤勉手当，<u>義務教育等教員特別手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）</u>を除いたものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(災害派遣手当)</p> <p><u>第14条の7 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において準用する場合を含む。）又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員が、住所又は</u></p>

居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合に、その者に対して支給する。

2 災害派遣手当は、日額により支給するものとし、その額は、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、6,620円を超えない範囲内で規則で定める。

3 前2項に規定するもののほか、災害派遣手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の呉市職員の給与に関する条例の規定は、平成30年9月1日から適用する。

#### (提案理由)

災害応急対策又は災害復旧等のため、他の地方公共団体等から本市に派遣された職員に対して災害派遣手当を支給することができるよう所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。